

引き続き当健康保険組合に加入するとき（任意継続被保険者）

退職までに継続して2ヵ月以上被保険者であった人は、退職後2年間は継続して阪神高速道路健康保険組合に加入できます。

■ 加入手続き

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当健康保険組合に提出してください。被扶養者がいるときは「健康保険被扶養者（異動）届」も併せて提出してください。

■ 保険料

退職時の標準報酬月額か健康保険組合の平均標準報酬月額（令和4年度における当健康保険組合の平均標準報酬月額は530千円です）のいずれか低い方の金額で計算し、事業主負担がなくなるため全額を本人が負担します。また下記の場合を除き保険料は2年間変わりません。

- ・ 保険料率に変更となった場合
- ・ 平均標準報酬月額に変更となった場合

※資格を取得した月は保険料を徴収しますが、喪失月は徴収いたしません。

ただし、同一月に取得・喪失した場合はその月の保険料を徴収いたします。

※40歳から64歳の方は介護保険料も納付いただきます。

※被保険者が40歳未満65歳以上でも被扶養者が40歳以上64歳以下の場合は特定被保険者として介護保険料を納付いただきます。

■ 保険料納付方法

（月払・半年前納・1年前納 共通）

加入月－はじめて納付する保険料は当健康保険組合の指定する期日までに納付してください。

（月払）

加入月翌月より毎月1ヵ月分ずつ、その月の1日から10日（10日が土・日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。

（半年前納：複利原価法による保険料割引があります）

加入翌月～9月分－加入月の月末（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。

10月分（加入月が10月以降の場合は加入月の翌月）～翌年3月分～9月末日（10月末日が土・日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。

（1年前納：複利原価法による保険料割引があります）

加入翌月～翌年3月分～加入月の月末（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。

振込先：当健康保険組合の三井住友銀行の口座

納付方法：指定の納付書（払込取扱票）を使って払い込んでください

任意継続被保険者の資格を喪失するとき

次のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので保険証（健康保険被保険者証）をすみやかに返却してください。下記2の再就職して他の健康保険に加入した場合は、健康保険組合に電話で連絡の上、「任意継続被保険者資格喪失届」「新たに加入された保険証のコピー」を添付して当健康保険組合の保険証を返却してください。

1. 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
2. 再就職して他の健康保険の被保険者になったとき
3. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
4. 被保険者が死亡したとき
5. 後期高齢者医療の被保険者になったとき
6. 任意継続被保険者でなくなることを希望し申し出たとき

※2～5の場合は必ず健康保険組合までご連絡ください。

※6の場合は資格喪失申出書を提出してください（申出書が健康保険組合に到着した日の翌月1日が喪失日になります）。

任意継続被保険者となるとき

必要書類	<ul style="list-style-type: none">・健康保険任意継続被保険者資格取得申請書・住民票（本籍地およびマイナンバー省略／発行から提出まで 90 日以内のもの） <p>【被扶養者がいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険被扶養者新規届・被扶養者認定調査書・被扶養者の課税証明書・収入の有無の確認書類（別添資料のとおり）・送金証明書 6 カ月分（別居の場合のみ）
提出期限	資格喪失後、20 日以内
条 件	退職までに継続して 2 カ月以上被保険者であった人
手続方法	「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に記入の上、必要書類と併せて当健康保険組合へ提出してください

退職後も受けられる保険給付

傷病手当金・出産手当金の継続給付

退職前に継続して 1 年以上被保険者だった人が退職したとき、傷病手当金または出産手当金を受けているか受ける条件を満たしていれば、支給期間が満了になるまで受けられます。

退職後の出産

退職前に継続して 1 年以上被保険者だった人が退職後 6 カ月以内に出産したときは、出産育児一時金を受けられます。6 カ月以内にその被扶養者が出産しても家族出産育児一時金は受けられません。

退職後の死亡

被保険者だった人が①退職後 3 カ月以内に死亡したとき、②傷病手当金・出産手当金の継続給付を受けている間に死亡したとき、またはこれらの給付を受けなくなってから 3 カ月以内に死亡したときには埋葬料（費）が支給されます。